



## 令和 8 年度税制改正大綱詳細

### 消費税に係る改正

#### ◆小規模事業者に係る特例措置

インボイス制度導入に伴い設けられた 2 割特例については、令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間の適用が可能です。（個人事業者は令和 8 年分の確定申告分までです。）

今回の改正では、個人事業者を対象とする新たな軽減措置（いわゆる **3 割特例**）が適用され、令和 9 年分・令和 10 年分において **納付税額を売上税額の 3 割とすることができる特例**です。

当該措置は、**事前届出を要せず、確定申告書において適用を受ける旨を付記することで適用可能**とされ、従来の 2 割特例からの移行も比較的容易ですが、**法人は対象外**である点に留意が必要になります。

#### ◆仕入税額控除に係る経過措置

免税事業者からの課税仕入れに係る仕入税額控除については、従来、段階的に控除割合を引き下げ、一定期間経過後に控除を認めないこととされていました。しかし、今回の改正により、当該控除割合の引下げスケジュールが見直され、**控除廃止までの期間が延長**されるとともに、控除割合の低下が緩やかなものへと修正されています。

具体的には、従来の 80%・50%・控除なしの区分から、70%および 30%の段階が追加されることとなり、**実務上の負担軽減が図られています。**

★ ~令和 8 年 9 月まで：80% → その後：70% → 50% → 30% → **最終的には控除できなくなります**

#### ◆年間適用上限額の導入

今回の改正における重要な論点として、経過措置の適用に係る**年間上限額の導入**が挙げられます。

免税事業者からの課税仕入れに係る控除対象額について、**年間 1 億円を上限とし、当該金額を超える部分については経過措置の適用対象外と**されます。

尚、**令和 8 年 10 月 1 日以後に開始する課税期間から適用**となります。

今までは、適用額に上限が設けられていなかったことから、大規模な取引を行う事業者においては、**実質的な税負担の増加**が見込まれることとなります。

#### ◆実務上の留意点

本改正は、**経過措置の延長**および緩和という側面を有する一方で、上限規制の導入により、事業規模によっては**新たな税負担**が生じ得る点に特徴があります。

また、小規模事業者においては、2 割特例・3 割特例・簡易課税制度等の選択肢が併存することとなり、**制度選択の重要性が一層高まります。**

簡易課税制度への円滑な移行措置もあり、**2 割特例・3 割特例の適用を受けた翌課税期間に簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、その適用を受けようとする課税期間の申告期限までに届出書を提出することで、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることが可能**になります。

例) 令和 9 年 3 月期法人が 2 割特例で申告の場合、令和 10 年 3 月期から簡易課税を適用するには、本来は令和 9 年 3 月 31 日までに提出が必要ですが、**2 割特例の適用を受けた翌課税期間であれば、その申告期限（令和 10 年 5 月 31 日）までに提出すれば適用が受けられます。**

各制度の適用可否および有利不利については、個別の取引実態を踏まえた事前の検討が大切になります。